4　都道府県知事は、協議会を組織したときは、次の各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出るものとする。

一　協議会を組織した旨

二　当該協議会の名称

三　当該協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業実施市町村の名称

5　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を文部科学大臣及び厚生労働大臣に通知するものとする。

6　協議会において協議が調った事項について、都道府県が行う小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に当該事項を定めるものとする。

（教育・保育施設の設置者に関する経過措置）

第十一条　令附則第十一条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　令附則第十一条第一項第一号の認定こども園法第三条第一項の認定を辞退した認定こども園の所在する区域と同一の区域内にあること。

二　［略］

第十二条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（教育・保育施設の設置者に関する経過措置）

第八条　令附則第十一条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　令附則第十一条第一項第一号の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の認定を辞退した認定こども園の所在する区域と同一の区域内にあること。

二　［同上］

第九条　［同上］

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十三第二項において準用する同法第百条の二及び第二百九十四条第一項の規定に基づき、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （業務運営に関する措置） **第三十七条の三**　令第一条の六に規定する金額を超え改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、同条第三項第十五号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、保険金額が改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額については、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。）である場合であって同項の規定により現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下ロにおいて同じ。）の更改又は更新をするときにあっては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係	**附　則** （業務運営に関する措置） **第三十七条の三**　令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、同条第三項第十五号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと」と、同号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者（同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下ロにおいて同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険